

別紙1 一般的なレセプト審査業務の流れ

No.	業務内容(※)	請求締切月			翌月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
1	受付	← 請求締切日 →					
2	審査		← →				
3	診療費審査委員会			↔			
4	支払額確定				← →		
5	支払処理				← →	← →	← →

(※)

1	受付	労災レセプト電算処理システムに受け渡された労災レセプトデータについて受付、形式的チェックの実施を行う。
2	審査	労災レセプトデータの審査を行う。
3	診療費審査委員会	審査において疑義のあった労災レセプトデータを医学的見地から審査する。
4	支払額確定	労災レセプトデータの修正、診療費支払額の確定を行う。
5	支払処理	労働基準行政システムへ支払情報を受け渡す。

備考

- 1 請求締切日以降の11日及び12日の受付は、10日までに提出された労災レセプトデータの修正分の受付である。
- 2 労働基準行政システムにおける診療費支払処理は、支払額確定処理のタイミングにより、中間支払又は月末支払のいずれか一方で行われる。
- 3 診療費審査委員会は、概ね月末に開催する。
- 4 受付されたレセプトの提出及び審査状況については、随時確認することができる。
- 5 一般的な月次スケジュールであるため、月又は暦により変動することがある。
- 6 参考として、本システムの年次運用スケジュールを、次ページに示す。

